

新 市 建 設 計 画

甲 賀 地 域 合 併 協 議 会

平 成 25 年 6 月 変 更 甲 賀 市

目 次

1. 序論.....	1
(1) 合併の必要性.....	1
(2) 新市建設計画の策定方針.....	3
2. 新市の位置と地勢.....	4
3. 主要指標の見通し.....	5
(1) 総人口の見通し.....	5
(2) 世帯数の見通し.....	6
(3) 就業人口の見通し.....	7
(4) 主要指標の見通し.....	7
4. 新市まちづくりの住民ニーズ.....	8
4.1 住民アンケート調査.....	8
(1) 将来のまちづくりに必要なこと.....	8
(2) 将来のまちづくりにおいても引き続き重点的に取り組むべきもの.....	8
4.2 新市建設計画策定委員会からの提案.....	8
(1) 新市建設計画策定委員会の概要.....	8
(2) 新市まちづくりの提案.....	9
5. 新市まちづくりの基本方針.....	11
5.1 新市まちづくり計画の体系図.....	11
5.2 新市の将来像.....	12
5.3 新市まちづくりの基本方針.....	13
5.4 地域整備の方向性.....	16
6. 新市建設計画.....	19
6.1 施策の体系.....	19
6.2 新市の主要施策.....	20
7. 公共的施設の統合整備.....	33
8. 財政計画.....	34
8.1 前提条件.....	34
(1) 歳入.....	34
(2) 歳出.....	34
8.2 財政計画.....	36
(1) 歳入.....	36
(2) 歳出.....	37
• 用語解説.....	38

1. 序論

(1) 合併の必要性

① 地方分権の推進

住民に身近な行政は、地方自治体が主体的に行うべきであるという地方分権^{ちほうぶんけん}※1の潮流のなかで、国・県からの権限委譲^{けんげんいじょう}により市町村が行う行政サービスの量が増え、これまで以上に幅広い分野で自己決定、自己責任による行政運営を行っていくことが求められています。

このような社会的要請に対応していくためには、自治能力の高度化や専門化を進めるなど、行政組織を充実させ強化し、地域の実状に合った総合的な行政サービスの向上を図っていくことが必要となっています。

② 少子高齢社会への対応

わが国では少子高齢化^{しょうしこうれいか}が急速に進行しており、「日本の将来推計人口」（国立社会保障・人口問題研究所、平成 14 年 1 月推計）によると、総人口は平成 18 年（2006 年）に 1 億 2,774 万人でピークに達し、以降長期の人口減少過程に入ります。また、平成 26 年（2014 年）には、65 歳以上の老年人口の比率は 25%を越えると予測されています。

甲賀地域 5 町においても、平成 12 年国勢調査の人口は 92,484 人と、過去 10 年間で約 1 万人（+12%）と緩やかな増加傾向にありますが、老年人口比率は 18.1%と高く、少子高齢化は着実に進行しています。

少子高齢化のさらなる進行は、地域コミュニティ^{※2}の活力低下や、医療・福祉サービス需要への対応が、ますます難しくなることが予想されるため、住民の生活実態やニーズに即したサービスの提供が行える行政能力を持った自治体を築いていくことが必要となっています。

③ 多様化・高度化する住民ニーズへの対応

社会経済の発展や高度情報化^{こうどじょうほうか}などの進展により、住民の日常生活圏は広域化しており、さらに国際化の進展や価値観の多様化により、住民の生活サービス需要は一層細分化や拡大化され、行政ニーズも多様化し高度化しています。それに伴って、都市基盤や生活環境、福祉や教育などの住民の生活を取り巻くあらゆる分野において、広域的見地からの一体的な施策展開により、行政サービスの充実を図ることが強く求められています。

④地域の活性化

甲賀地域5町では、国道など幹線道路沿いの大型量販店の進出により、既存商店街の衰退が深刻化しています。さらに、昨今の長期にわたる景気の低迷や、交通網の整備やモータリゼーション^{※3}の進展による地域間競争の激化、国際化に伴う輸入自由化などにより、経営的に厳しい状況に直面しています。また、信楽焼や薬・米・茶・ヒノキなどの主要産業の高付加価値化、人材の確保と育成などが緊急課題となっています。

地域の活力向上のためには、甲賀地域5町が一体となって各地域の特色ある魅力を増幅させる、元気のある産業育成、生活環境の充実など、人口の流出抑制と定住促進のための総合的な施策の実施が必要となっています。

⑤財政基盤の強化

国、地方ともに財政は極めて厳しい状況にあり、甲賀地域5町においても財源の多くは、地方交付税^{※4}や国・県の支出金、地方債^{※5}などに依存しており、財政は厳しい状況となっています。

国は交付税制度など、地方財政制度の見直しを検討し始めていることから、自治能力強化のためには、人口の増加と産業の振興によって、安定した自主財源を確保するとともに、効率的な財政運営や行財政改革に努め、財政基盤を強化することが必要となっています。

(2) 新市建設計画の策定方針

①計画の趣旨

新市建設計画は、^{みなくちちょう}水口町・^{つちやまちょう}土山町・^{こうかちょう}甲賀町・^{こうなんちょう}甲南町・^{しがらきちょう}信楽町の合併後の新市を建設していくための基本方針を定めるとともに、これに基づく建設計画を策定して、その実現を図ることにより、5町の速やかな一体化を促進し、地域のさらなる発展と住民福祉の向上を図ろうとするものです。

②計画の構成

本計画は、新市建設計画基本構想素案を基に新市を建設していくための基本方針、それを実現するための主要事業、公共的施設の統合整備及び財政計画を中心として構成します。

③計画の期間

本計画の期間は、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く15年度とします。

④住民意見の反映

新市建設計画は、新市建設計画策定委員会の提案と5町住民の意見を尊重して策定します。

⑤その他

新市建設計画の基本方針を定めるにあたっては、将来を見据えた長期的視野に立つものとします。また、新市の財政計画については、健全な財政運営に努め、地方交付税、国・県の支出金、地方債等の依存財源を過大に見積もることのないようにするものとします。

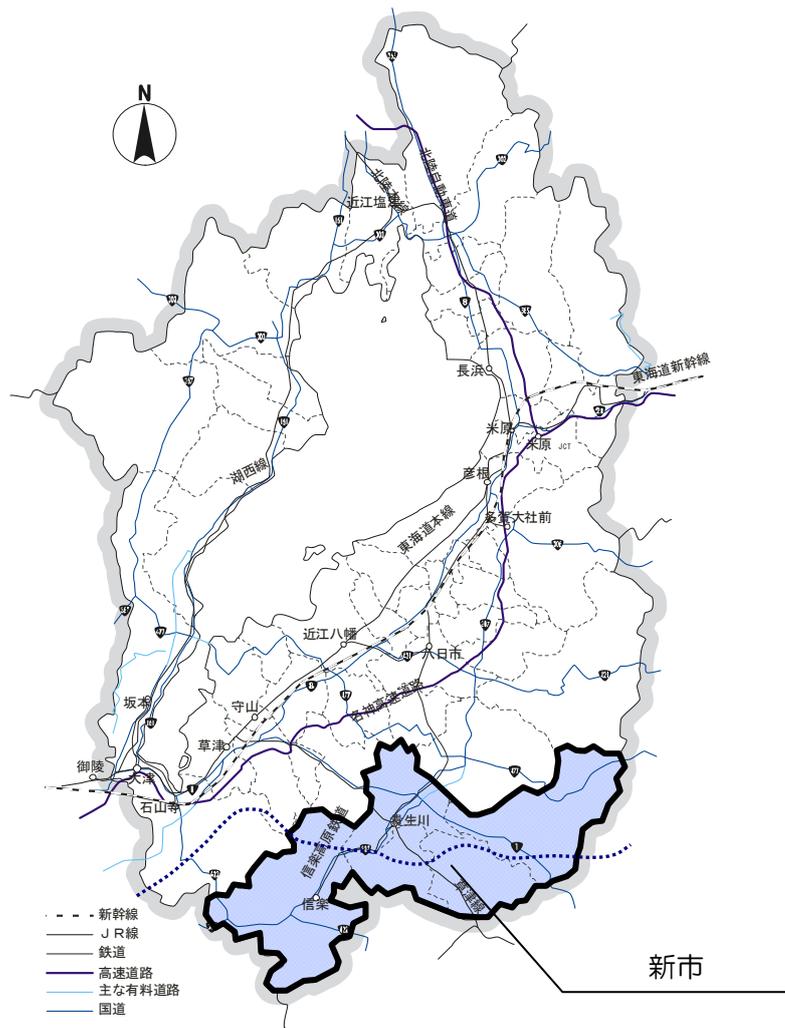
2. 新市の位置と地勢

新市は、滋賀県東南部に位置し、大阪・名古屋から 100 キロメートル圏内にあり、近畿圏と中部圏をつなぐ広域交流拠点に位置しています。

面積は 481.69 平方キロメートルで県土の約 12%を占めています。

地形では、東に鈴鹿山系を望む丘陵地で野洲川・杣川・大戸川沿いに平地が開け、また、森林も多く琵琶湖の水涵養、水質保全にも重要な地域となっています。

奈良時代中期には、聖武天皇により紫香楽宮がひらかれ、奈良の東大寺に先駆け大仏建立の詔が発せられました。また、平安時代には、近江と伊勢を結ぶ伊勢参宮街道として栄え、近世に入って東海道が整備されると、水口や土山に宿場がおかれ、これらを中心とした街道の産業や文化が栄えました。昭和 40 年代以降、工業団地の造成により多くの企業が進出し内陸工業地として発展し、また、区画整理や宅地造成により京阪神のベッドタウン※6として都市化が進行しています。また、日本六古窯の一つに数えられる信楽焼や、甲賀流忍術、中世城郭が有名で、寺社仏閣など貴重な文化財も広範囲に数多く存在しています。



3. 主要指標の見通し

(1) 総人口の見通し

平成7年と平成12年の国勢調査による人口の実数値をもとに、コーホート法※7を基本として総人口及び5歳階級別人口を推計します。出生率、生存率については、国立社会保障・人口問題研究所による滋賀県の数値を用います。

人口の増減は、人の出生・死亡による自然増減と人の移動による社会増減によって生じるものです。「定住促進効果あり」の推計では、平成13年度末の住宅地整備の実績を反映します。

推計結果によれば、社会増減を考慮した平成26年における甲賀地域の人口は、平成12年に比べ2,450人程度増加し、94,892人と予測されます。また平成26年の社会増減は、15～29歳の若年層及び70歳以上の高齢者において減少していますが、その他の年齢層では増加がみられ、全体としては1,453人増となっています。

さらに、今後の施策展開において、定住促進の環境整備、就業機会の創出、地域のイメージアップを図ることにより、現在未建築の区画において約5,100人の入居を見込み、社会増の傾向を維持することを目標として、平成26年の総人口の見通しを100,000人とし、10万人都市の形成をめざします。

＜コーホート法を基本とした年齢階層別人口推計値＞

年齢区分	平成7年 国勢調査	平成12年 国勢調査	平成21年人口推計値 (合併5年後)				平成26年人口推計値 (合併10年後)			
			社会増減 なし(A)	社会増減 あり(B)	(B)－(A)	定住促進 効果あり	社会増減 なし(A)	社会増減 あり(B)	(B)－(A)	定住促進 効果あり
0～4	4,977	4,775	4,567	4,890	322	5,309	4,669	4,908	239	5,380
5～9	5,748	5,158	4,560	4,993	433	5,392	4,562	5,067	505	5,680
10～14	6,167	5,848	4,843	5,076	233	5,294	4,557	5,079	522	5,584
15～19	5,988	5,798	5,287	5,046	▲241	5,100	4,837	4,771	▲66	4,977
20～24	6,186	5,301	5,819	4,926	▲893	4,926	5,277	4,473	▲804	4,522
25～29	5,536	6,710	5,675	5,595	▲80	6,170	5,806	5,329	▲478	5,845
30～34	5,799	5,602	5,557	6,005	447	6,400	5,660	5,664	4	6,321
35～39	6,015	5,964	6,452	6,742	290	6,985	5,540	6,179	639	6,764
40～44	6,507	6,071	5,635	5,858	223	6,054	6,425	6,808	383	7,133
45～49	7,189	6,534	5,923	6,057	134	6,183	5,599	5,885	287	6,153
50～54	5,662	7,232	6,064	6,227	163	6,402	5,861	6,100	239	6,347
55～59	5,136	5,639	6,502	6,684	182	6,840	5,964	6,212	248	6,462
60～64	5,354	5,036	6,632	6,767	135	6,861	6,335	6,569	235	6,766
65～69	5,095	5,097	5,167	5,189	22	5,235	6,360	6,470	110	6,579
70～74	3,610	4,701	4,550	4,518	▲32	4,535	4,838	4,837	▲1	4,888
75～79	2,631	3,216	4,238	4,243	6	4,269	4,087	4,081	▲5	4,117
80～84	1,863	2,054	3,261	3,156	▲105	3,164	3,504	3,384	▲120	3,403
85～	1,277	1,707	2,704	2,390	▲314	2,390	3,558	3,074	▲483	3,079
総数	90,740	92,443	93,437	94,363	925	97,509	93,439	94,892	1,453	100,000

※国勢調査データにおいて年齢不詳の人数は集計に含めない。

※定住促進効果は、平成13年度における地域内の宅地で未建築の区画×定住促進率20%×将来世帯あたり人員数により概略算定した。

(2) 世帯数の見通し

世帯数の推計は、先に示した総人口見通しを1世帯あたりの人口で除して求めることとします。

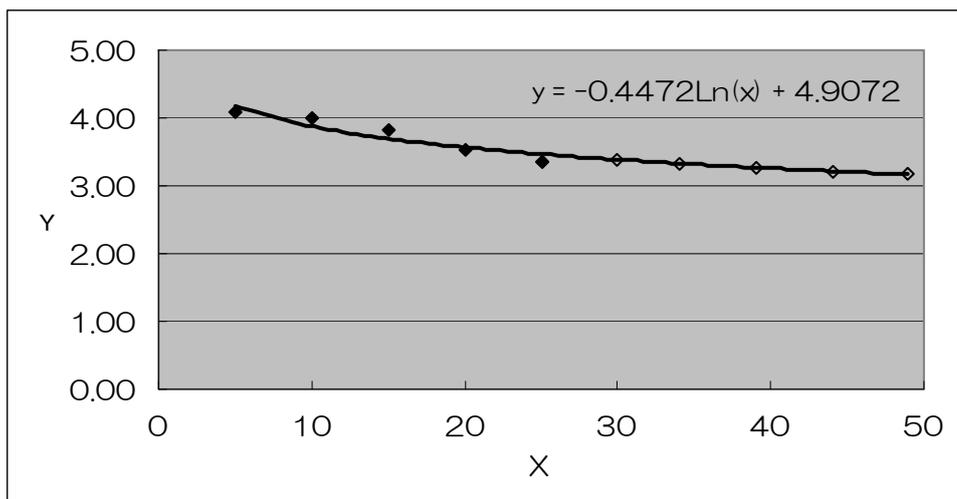
将来の1世帯あたり人口は、昭和55年～平成12年までの国勢調査の実績値を用いて、
かいきぶんせき
 回帰分析により推計します。

＜人口・世帯数の推移＞

	人口					世帯数				
	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
水口	27,471	28,826	30,683	35,182	37,044	7,038	7,502	8,471	10,679	11,639
土山	9,469	9,915	9,798	9,680	9,369	2,193	2,343	2,413	2,498	2,584
甲賀	12,025	12,121	12,064	12,075	11,840	2,705	2,837	2,849	2,942	3,107
甲南	12,727	14,373	15,908	18,903	19,839	3,074	3,552	4,075	5,078	5,640
信楽	13,511	13,843	14,215	14,904	14,392	3,383	3,572	3,869	4,449	4,530
合計	75,203	79,078	82,668	90,744	92,484	18,393	19,806	21,677	25,646	27,500
世帯あたり人口	4.09	3.99	3.81	3.54	3.36	-	-	-	-	-

＜1世帯あたり人口予測（回帰分析）＞

年次	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成21年	平成26年	平成31年	平成36年
X年	5	10	15	20	25	30	34	39	44	49
Y人/世帯	4.09	3.99	3.81	3.54	3.36	3.39	3.33	3.27	3.21	3.17



※回帰分析における近似式は自然対数関数（Ln関数）によるものとした。
 自然対数とは、定数 e (2.718…) を底とする対数。

平成26年の1世帯あたり人口は、3.27人/世帯であり、世帯数の見通しは、以下の算式により、30,581世帯とします。

世帯数の見通し＝総人口見通し／1世帯あたりの人口見通し ＝100,000／3.27 ＝30,581世帯

(3) 就業人口の見通し

下表のように平成2年～平成12年にかけて就業率は、減少傾向にあります。今後のさらなる高齢化の進展などにより、就業率が低下していくことが懸念されます。

しかし、平成26年までの就業率は、産業振興や雇用の充実を図り、^{だんじょきょうどうきんかく}男女共同参画の推進や高齢者・障がい者の就労促進などに取り組むことにより、平成12年の水準を維持できるものと想定します。

<就業人口>

項 目	平成2年	平成7年	平成12年	
15歳以上人口総数	66,001	73,848	76,662	
就業人口	42,610	46,856	48,087	
就業率	64.6%	63.4%	62.7%	
就業人口	水口	15,612	18,487	19,127
	土山	5,132	5,138	4,935
	甲賀	6,256	6,245	6,124
	甲南	8,025	9,751	10,148
	信楽	7,585	7,235	7,753

就業人口の見通しは、以下の算式により、52,264人とします。

$$\begin{aligned}
 \text{就業人口の見通し} &= 15\text{歳以上人口総数の見通し} \times \text{平成12年の就業率} \\
 &= 83,356 \times 0.627 \\
 &= 52,264\text{人}
 \end{aligned}$$

(4) 主要指標の見通し

主要指標の見通しについて整理すると、下表に示すとおりです。

<主要指標の見通しの整理>

(単位：人、世帯)

区分	平成7年	平成12年	合併5年後 (平成21年)	合併10年後 (平成26年)	
総人口	90,740	92,443	97,509	100,000	
年 齢 別 人 口	年 少 人 口 0～14歳	16,892 (18.6%)	15,781 (17.1%)	15,995 (16.4%)	16,644 (16.6%)
	生 産 年 齢 人 口 15～64歳	59,372 (65.4%)	59,887 (64.8%)	61,921 (63.5%)	61,290 (61.3%)
	老 年 人 口 65歳以上	14,476 (16.0%)	16,775 (18.1%)	19,593 (20.1%)	22,066 (22.1%)
世 帯 数	25,646	27,500	29,282	30,581	
世帯あたり人員	3.54	3.36	3.33	3.27	
就 業 人 口	46,856	48,087	51,109	52,264	
就 業 率	63.4%	62.7%	62.7%	62.7%	

4. 新市まちづくりの住民ニーズ

4.1 住民アンケート調査

市町村合併と将来のまちづくりについて、住民の皆さんの意向を把握するため、水口町・土山町・甲賀町・甲南町・信楽町の5町に居住される20歳以上の方、10,000人を対象に、住民アンケート調査を平成14年5月に実施しました。その結果、3,530人の方々からご回答をいただきました。

(1) 将来のまちづくりに必要なこと（複数回答3つ以内）

最も多くの回答があったのは「健康づくりや、子ども、高齢者などを大切にする〔保健・福祉のまちづくり〕」が（61.6%）で、「環境保全や水源対策など、〔自然と共生したまちづくり〕」が（47.6%）と、ほぼ半数の人が回答され、3番目に多かったのは、「道路や公共交通機関の整備など〔便利で安全なまちづくり〕」（46.1%）、「地場産業の育成や商店街の活性化など〔地域経済を発展させるまちづくり〕」（34.5%）、「少子化対策など〔子育てしやすいまちづくり〕」（24.2%）の順位の結果となっています。

(2) 将来のまちづくりにおいても引き続き重点的に取り組むべきもの（複数回答2つ以内）

「豊かで多様な自然の活用と保全」（50.5%）、「受け継がれた固有の伝統産業の振興」（43.9%）、「多彩な人材の育成と活用」（34.4%）、「風土に培われてきた特産品の振興」（26.3%）、「豊富な地域固有の歴史の活用」（24.0%）の順位の結果でありました。

4.2 新市建設計画策定委員会からの提案

(1) 新市建設計画策定委員会の概要

本委員会は、主として住民の立場から甲賀地域5町の新たなまちづくりの手段として合併を考え、合併後の新市の将来像や主要施策に対し、意見を出し合っていたいただき、「新市まちづくり提案書」にまとめ、合併協議会へ提案していただくことを目的に設置されました。

委員会は公募や推薦により選任された各町住民3名、町職員1名の合計20名の委員で構成されています。

平成14年10月の第1回の委員会から、平成15年2月まで9回の委員会が開催され、2月24日第9回委員会で「新市まちづくり提案書」の取りまとめがされ、同日、合併協議会へ提出いただきました。

(2)新市まちづくりの提案

新市建設計画策定委員会が求める「新市のあるべき姿」と「新市まちづくりの4つの視点」について、以下のような提案がされました。

①新市のあるべき姿

1) 活気のあるまち

第1には、住民は新市が「活気のあるまち」であることを望んでいることが分かりました。まちは人がいて成り立つものであり、活気のあるまちとは人が生き活きと動いていることだと考えます。また、活気のあるまちにするためには、1) 人口が減らないこと、2) 人々が活発に動いていること、3) 産業が活発で職場が充分にあることが必要になります。

新市が生き活きと将来にわたって発展し続けるためには、これらの条件を満たせるようにまちづくりの方向付けがなされることを望みます。

2) みんなに便利なまち

第2には、住民は新市が「みんなに便利なまち」であることを望んでおります。これは一部の地域や人々だけが便利になるのではなく、全ての地域の人々が便利になることを意味します。将来の環境や次の世代に負の遺産を残さぬように、甲賀地域の本来のよさである田舎らしさを活かしながら、第二名神高速道路開通やJR草津線複線化の促進をチャンスと捉えて、未来世代の住人たちも喜んでくれるような便利さを創り上げたいと考えます。

3) 住み心地のよいまち

第3には、住民は「住み心地のよいまち」を望んでおります。それは単に「駅や学校が近い」とか「物価が安い」など物理的な便利さや利益だけでなく、心の豊かさを満たし、地域を誇りを持って語れるような「住み心地のよさ」を意味しております。そのためには、緑の多さ、歴史や文化の香り、落ち着いた街並み、教育や医療の充実、あるいは地域の人々がお互いに交流し助け合う心など、1) 快適性、2) 健康・福祉、3) 文化の香り、4) 安全・安心といった要素が同時に満たされることが必要だと考えます。

4) 参画できるまち

第4には、住民は新市のあらゆる活動に「参画^{さんかく}できる」ことを望んでおります。これは単に行政により計画された事業や行事に住民が参加するだけでなく、住民自身がそれらの立案や計画、実施・運営に参画し、住民の意思を反映したいと望んでおります。

さらには地方自治そのものについても、可能な限り住民の意思を行政に反映させたいと望んでおり、住民自身がNPOやボランティアあるいは民間活力として、サービスを提供する側へも積極的に参画できるまちづくりを求めています。

②新市まちづくりの4つの視点

新市のあるべき姿を実現するために、次の4つの視点でまちづくりを行うことが必要であると考えます。

合併は住民のために行われるものであることから、新市はあくまで「住民が主役」であり、常に未来のことを考える「未来志向」のまちであり、将来の環境や次世代の利益を損なわないように「環境を守る」まちであり、一部だけが発展してどこかの地域が衰えてしまうことのない「地域の均衡ある発展」をめざすまちでなければならないと考えます。

1) 住民が主役

地方自治の本来の意味は、地方はそこに住む住民が自己責任のもとに、自ら治めるということであることから、新市ではこの本来の姿からスタートすることが必要です。

2) 未来志向

活気のあるまちであり続けるためには、「まち」は未来に向かって常に発展し続ける必要があります。むやみに開発を押し進めるのではないものの、しかしその時代に適応しなければ生き残れない現実があるため、新市は未来に向かって自らを変革し、着実に発展し続けることが必要です。

3) 環境を守る

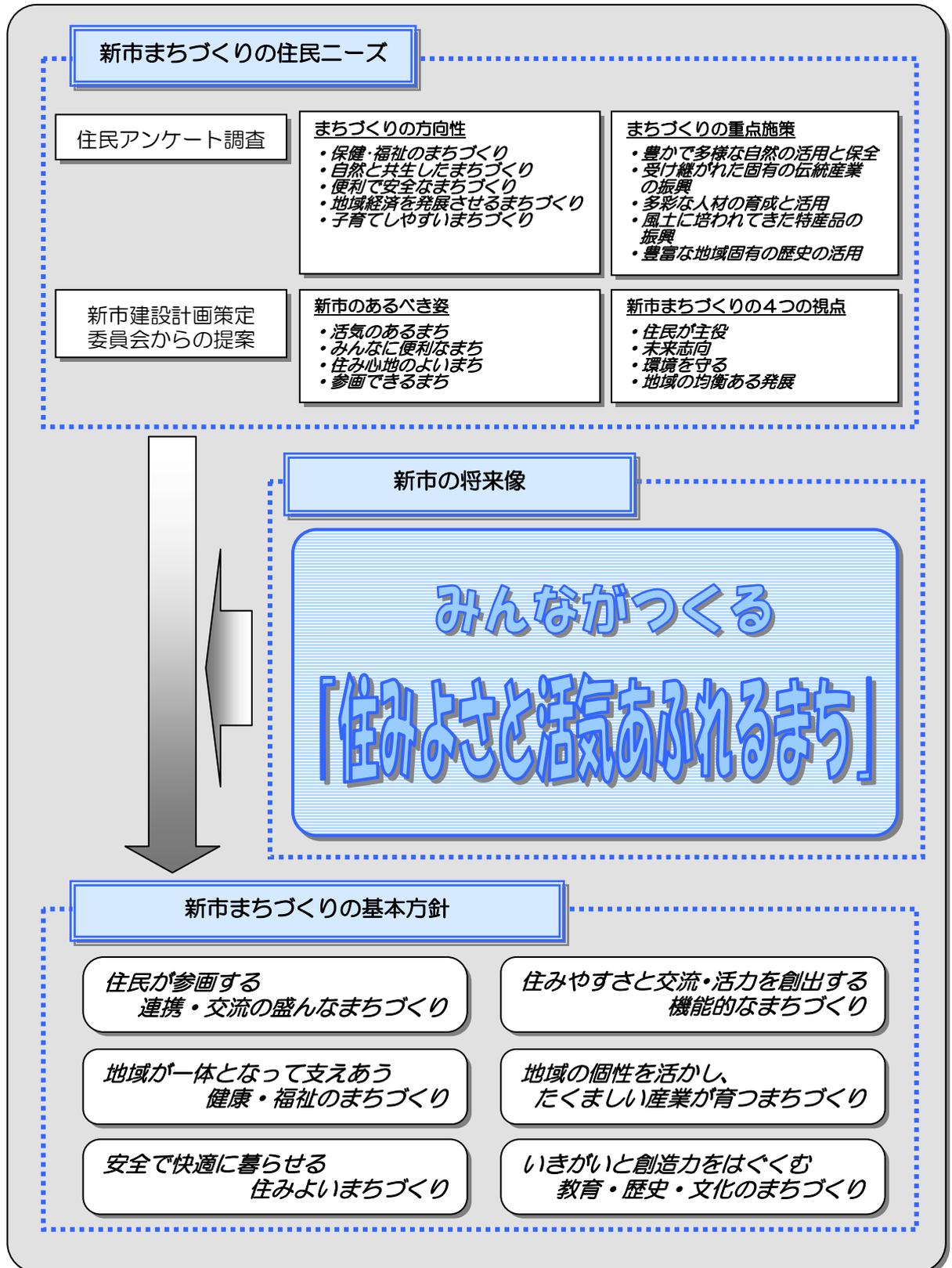
今や地球規模で環境と資源を未来世代に残そうという環境優先の時代に入っています。甲賀地域という恵まれた自然環境の中で21世紀に暮らすわたしたちは、自然環境を守り未来世代へ引き継ぐ責務があることから、環境への配慮を前提とした発展を原則とすることが必要です。

4) 地域の均衡ある発展

合併は、地域に住む住民みんなのために行われるものであり、決して一部の地域や一部の人たちだけのために行われるものでないことを常に確認し、一部だけが発展してどこかの地域が衰えてしまうことのないよう、均衡ある新市の発展をめざすことが必要です。

5. 新市まちづくりの基本方針

5.1 新市まちづくり計画の体系図



5.2 新市の将来像



合併の必要性、住民アンケート及び新市建設計画策定委員会からの提案等を新市まちづくりへの課題（方向性）と受け止め、わたしたちは新しいまちづくりをめざします。

緑の安らぎと暮らしの便利さを同時に実感でき、いきがいを持って健康で安心して暮らせるまちを「住みよさ」とし、地域の均衡ある発展により、まち全体の産業が活気を持ち、人びとが生き生きと行き交い、未来に希望が湧いてくるまちを「活気あふれるまち」と位置づけます。

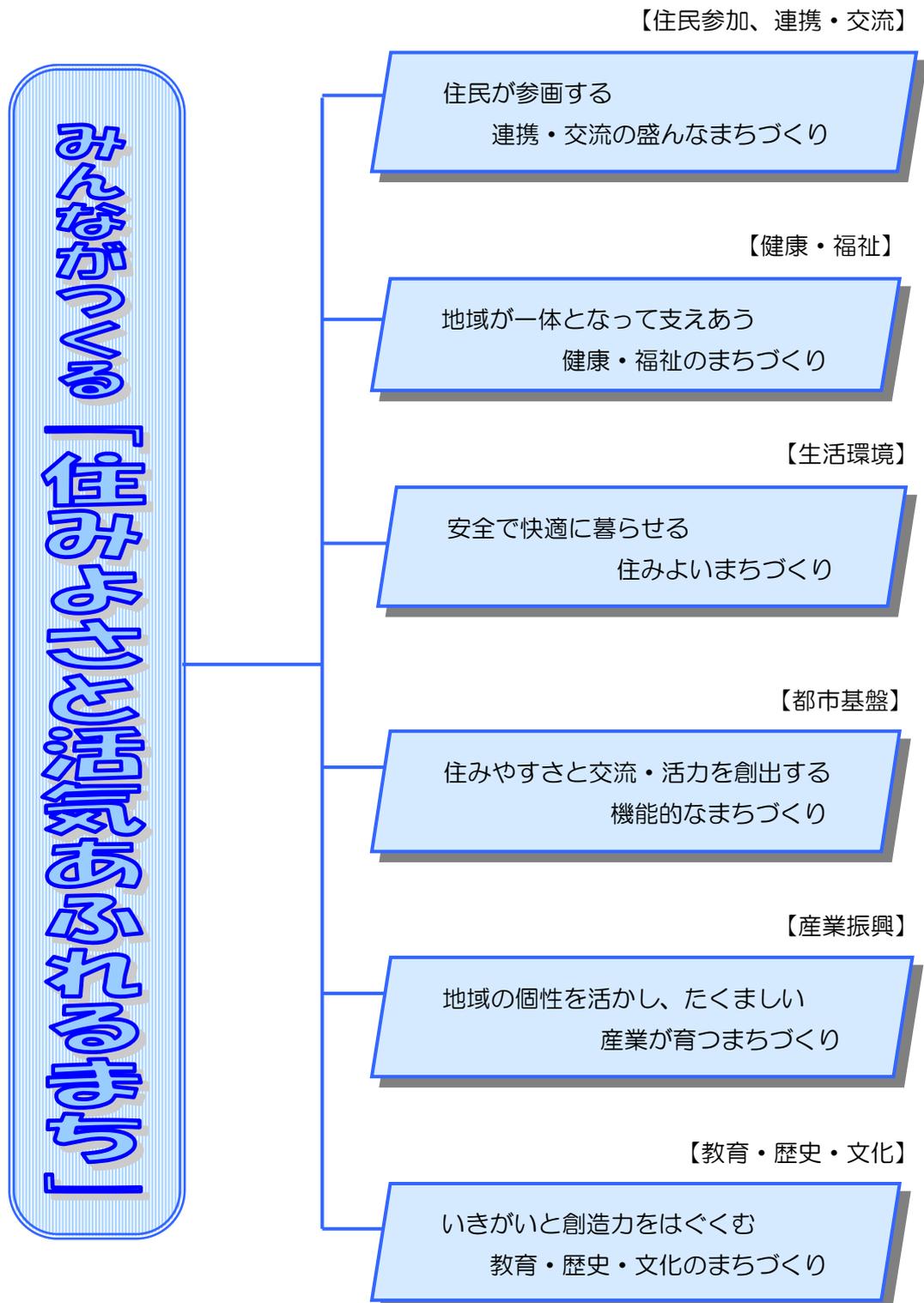
このようなまちを、まちの主役である住民の参画のもとに、住民・企業・行政が協働^{きょうどう}※8して創^{つく}っていくことをめざし、みんながつくる「住みよさと活気あふれるまち」を新市の将来像とします。

5.3 新市まちづくりの基本方針

新市の将来像を実現するため、新市まちづくりの具体的な基本方針として、以下の6つの項目を設定します。

<新市の将来像>

<新市まちづくりの基本方針>



①住民が参画する連携・交流の盛んなまちづくり

日常生活圏の広域化が進む中で、新市に多くの人が集まり、交流し、活動することは、地域の発展につながります。また、個性ある地域づくりを進めるためには、住民自らがまちづくりに参画し、自主的な活動を行うことが重要です。

そのため、新市では、さまざまな交流機会を創出し、参画しやすい環境づくりを図るため、連携・交流のまちづくりを推進します。

また、情報公開の充実を図るとともに、NPO^{※9}やボランティアなど住民組織の育成と支援を推進します。

②地域が一体となって支えあう健康・福祉のまちづくり

少子高齢社会の到来により、社会活力や社会保障の水準の低下などが懸念され、健康・福祉のまちづくりを一層強く進めることが求められています。

そのため、新市では、住民が生涯を通じて健康で安定した、ゆとりのある生活を送ることができるよう保健・医療・福祉の連携による総合的なサービスの充実を図ります。

また、子育ての負担を軽減させ、安心して子どもを産み育てることができ、すべての子どもが心身ともに健やかに育っていける環境づくりを推進します。

さらに、公共的施設やその周辺などにおいてユニバーサルデザイン^{※10}を推進するとともに、住民の健康づくりの支援に努め、地域が一体となって支えあうまちづくりを推進します。

③安全で快適に暮らせる住みよいまちづくり

住みよいまちには、利便性が高く、うるおいのある居住環境と安心できる日常生活が求められます。

そのため、新市では、安全な水の安定供給や公共下水道の整備促進をはじめとする生活基盤の整備を促進するとともに、防災・防犯対策が確立されたまちづくりを推進します。

また、緑豊かな自然環境を保全し、自然と親しみ、ふれあい、共生できるまちづくりを進めます。

さらに、住民・企業・行政が連携して協力し、^{しげんじゅんかんがたしやかい}資源循環型社会^{※11}の実現に努めます。

④住みやすさと交流・活力を創出する機能的なまちづくり

第二名神高速道路へのアクセス道路の整備とともに、地域資源や公共的施設などに連携する幹線道路網や生活道路の整備を図り、機能的なまちづくりを推進します。

また、鉄道や循環バスなど公共交通の利便性を高め、住民や観光客の利用促進と個性を活かした地域のイメージアップを図ります。

さらに、情報化社会に対応した基盤整備により、住みやすさの向上と交流促進を図るとともに、自然環境保全と地域の特色を最大限に活かした秩序ある都市づくりを推進します。

⑤地域の個性を活かし、たくましい産業が育つまちづくり

広域交通基盤の整備を活かし、企業の誘致などにより産業の振興と雇用の創出を図ります。一方、陶器・薬・茶などの地場産業のさらなる活性化対策により新市のイメージアップを図ります。

また、農林業の生産基盤整備や担い手の育成を図るとともに、既存商業施設の振興や産業間の連携強化を図るなど、活気あるまちづくりを推進します。

さらに、魅力的なまちとするため、宿場・忍術・史跡などの豊富な地域資源を活かした観光振興を図ります。

⑥いきがいと創造力をはぐくむ教育・歴史・文化のまちづくり

個性と創造力のある豊かな人間性を育むためには、教育や文化活動の充実が求められます。

そのため、新市では、未来を担う児童・生徒の豊かな情^{しやうそ}操と健全な心身を育成し、国際化、高度情報化など新しい時代の変化に対応できる教育環境の充実を図ります。

また、生涯を通じて自らが学習できる体制を整備し、いきがいを育むまちづくりを推進します。

さらに、みんなで地域を知り、地域から学び、歴史や伝統文化及び文化財の保存、活用をさらに充実させるとともに、個性ある文化の創造に努めます。

5.4 地域整備の方向性

(1) 基本的な整備の考え方

新市の地域整備計画は、合併後の新市の総合計画などで具体的に検討することになります。本計画では、新市まちづくりの基本方針に沿って新市の将来像を実現するため、各地域の均衡ある発展を図ることを基本とし、新市として一体的かつ計画的なまちづくりを進めます。

このため、地域の豊かな自然と人とが共生した環境にやさしい地域づくりをめざし、産業、歴史・文化などの資源を活かし、以下の点に配慮して地域整備を進めます。

- インターチェンジ周辺の環境整備（玄関口にふさわしい土地利用の誘導、広域交流拠点づくり）
- 中心市街地及び商工業の活性化（賑わい空間づくり、特色ある地域核づくり）
- 駅周辺の環境整備（交流拠点づくり）
- 地域連携・住民参画の推進（市民の企画・参加によるイベントなど）
- 観光ネットワークの確立（地域を効果的に発信する観光ルートの整備促進）
- 自然環境の保全と農林業の活性化（水源涵養と特産品の振興）
- 産業基盤の整備（企業誘致）

(2) 都市構造の考え方

① 国土連携軸

近畿圏・中京圏など国土レベルの交流を促進し、活力ある地域の実現をめざします。

② 広域連携軸

周辺都市との連携を強化し、広域的な交流の充実を図ります。

③ 地域連携軸

特色ある地域核間の交流と連携を強化し、一体的なまちづくりと、さらなる魅力の創出をめざします。

④ 地域核

都市機能が集積した各地域の中心地区を地域核として位置づけ、地域ごとに特色ある機能強化を図ります。

⑤ 居住環境整備・地域活性化エリア

現在の市街地、集落などを快適な居住空間として、また、地域を活性化するための産業エリアとして位置づけ、自然との共生に配慮しながら、活気に満ち、住みやすい環境整備を進めます。

⑥ 自然環境保全エリア

地域の豊かな自然を保全し、農林業の振興を図るエリアとして位置づけ、観光やレクリエーションなどにより、人と自然のふれあい、人と人との交流を通じて、地域の活性化を図ります。

(3) 地域整備方針

新市は、森林、丘陵、河川など地域の特色ある自然と街道・忍術・薬業・やきもの・茶など多様な歴史文化を併せ持つ、地域固有の特性を持っています。

このことから、「街道・文化ゾーン」、「歴史・文化ゾーン」、「伝統・文化ゾーン」の3つのゾーンに区分し、ゾーンごとの魅力、特色を踏まえ、それぞれの個性を活かしながら、地域の将来を担う若者が、生き生きと暮らせる地域づくりを進めます。

I. 街道・文化ゾーン

古くは伊勢参宮道、近世の東海道など、街道を中心に産業や文化が栄えたゾーンで、現在でもそのなごりが色濃く出ている地域であり、まさに「**街道・文化**」という名にふさわしいゾーンです。

この歴史的な特色を活かし、広域的な連携を視野に入れ、より魅力あるゾーンとするため、国土連携軸を活用した文化交流、産業連携の促進により新たな賑わいのある地域づくりを進めます。

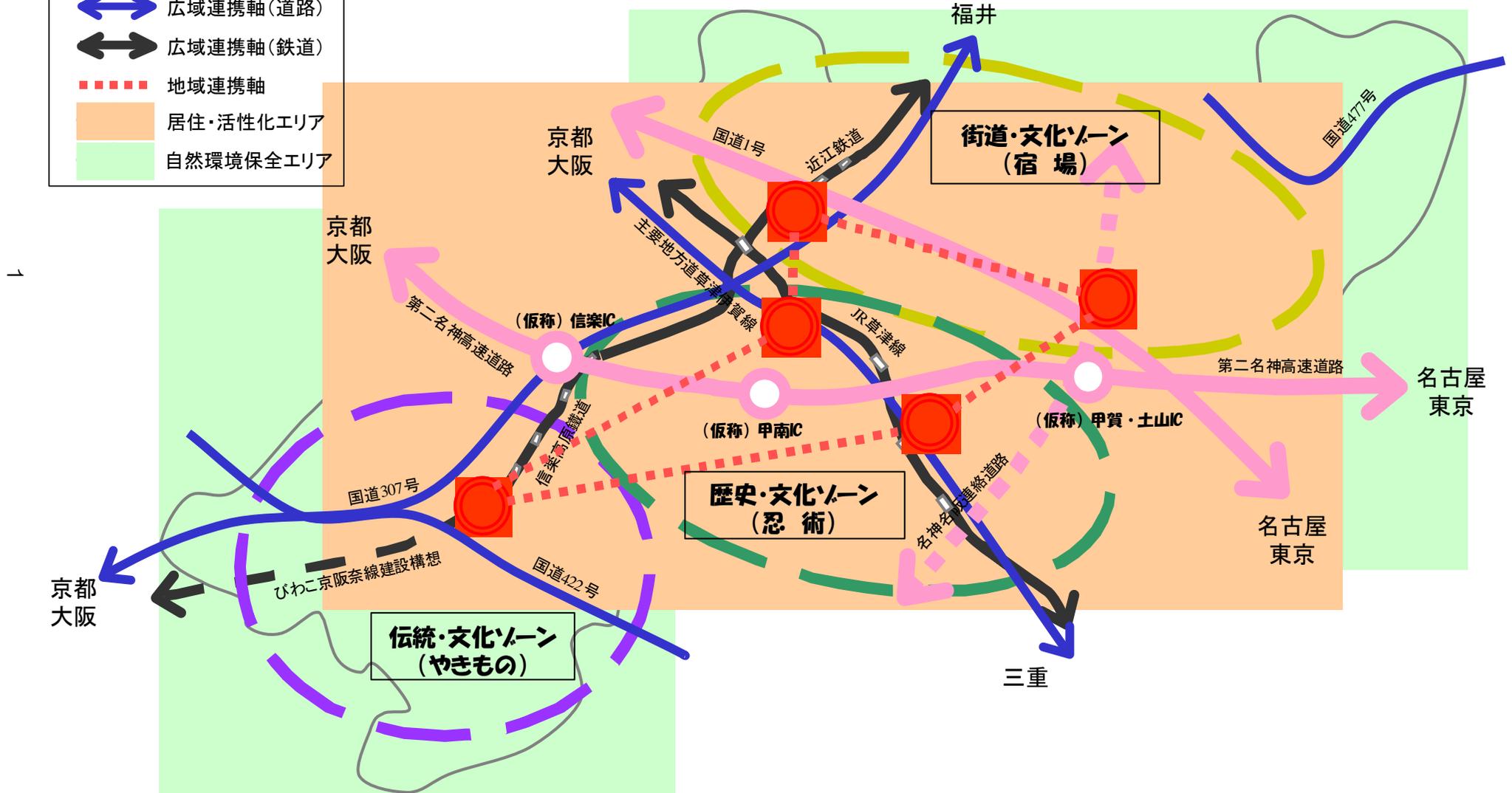
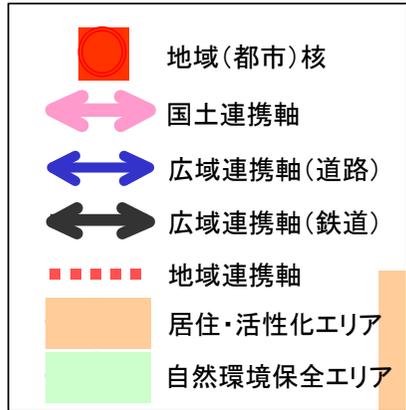
II. 歴史・文化ゾーン

忍術・薬業など極めて個性豊かな歴史と文化・風土をもつゾーンで、この地域が第二名神高速道路の整備によって高速交通体系に組み込まれ、全国との強い結びつきが生まれます。この地域のもつ「**歴史・文化**」を最大限に活用し、観光振興、産業連携によって新たな魅力を創出し、さらに個性と活力のある地域づくりを進めます。

III. 伝統・文化ゾーン

全国的に知名度の高いやきものを地場産業として持ち、多くの歴史的遺産を有する「**伝統・文化**」の香りの高いゾーンです。これらを活かした効果的な連携を図りつつ、地域の持つ歴史・文化・自然という魅力ある個性をさらに強化し、観光、産業を中心とした地域の活性化を進め豊かでうるおいのある地域づくりを進めます。

<みんながつくる『住みよさと活気あふれるまち』地域イメージ>

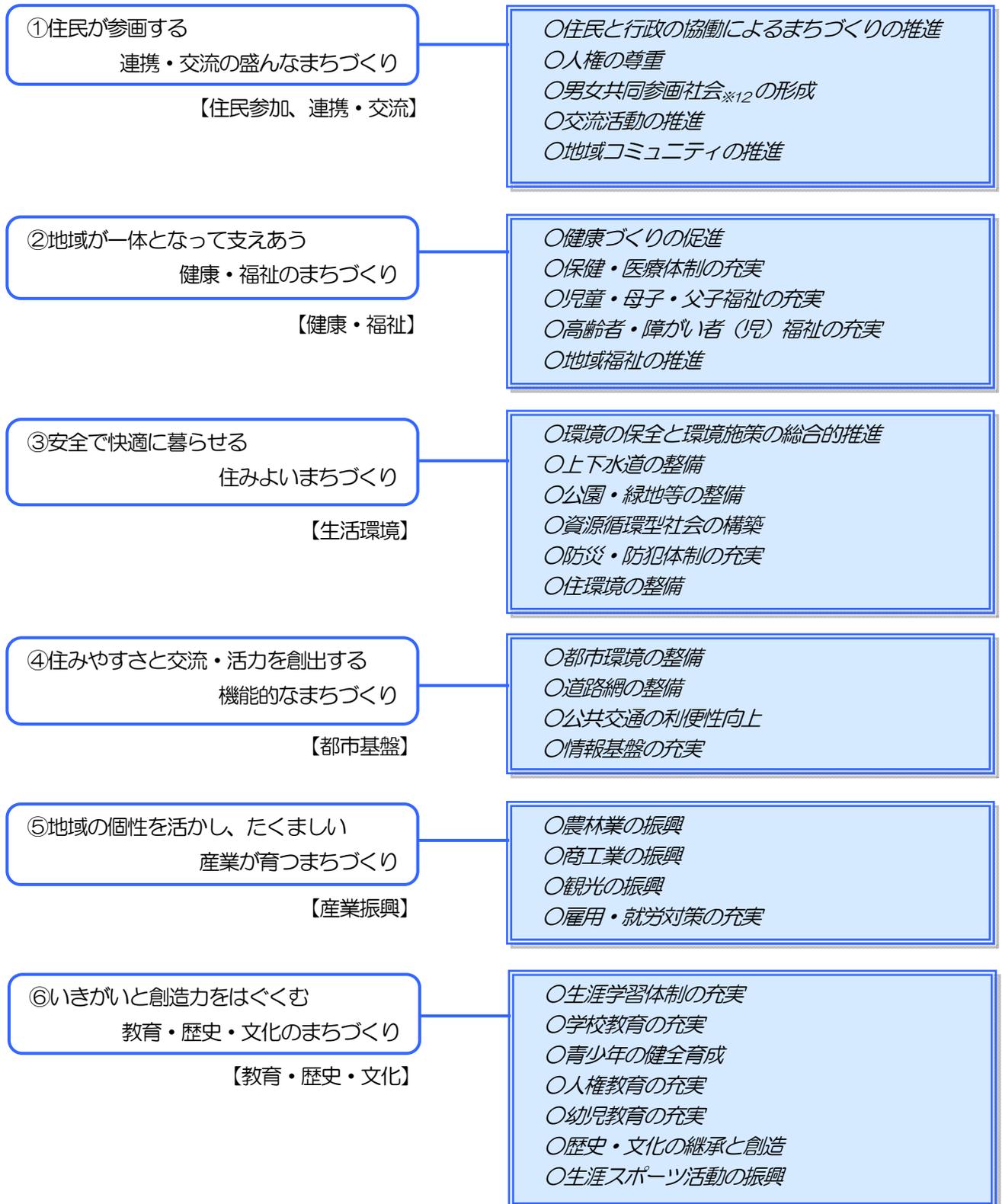


6. 新市建設計画

6.1 施策の体系

<新市まちづくりの基本方針>

<主要施策>



★基本方針1：住民が参画する連携・交流の盛んなまちづくり

①住民と行政の協働によるまちづくりの推進

- 住民と行政が対等な関係で連携し協働する「パートナーシップ」を築くため、行政の意思決定段階から住民が主体的に参画できるまちづくりの体制や事業を推進します。
- NPOやボランティアなど、まちづくりに携わる住民組織・団体への支援の充実や、個人情報保護に一層配慮するとともに、情報公開の拡充などにより、幅広く住民の意見が反映されるまちづくりを進めます。

②人権の尊重

- 人権が尊重される住みよいまちをめざして、地域・家庭・職域などのさまざまな場面において、人権啓発を推進するとともに、相談活動や支援事業などの人権対策事業を展開します。

③男女共同参画社会の形成

- 地域社会活動へ男女が共に参画できるよう施策を推進し、互いに支え合う意識の高揚を図るとともに、幅広い分野でそれぞれの持てる個性と能力が発揮できる社会的な活動の場を拡充させる支援体制と人材育成に努めます。

④交流活動の推進

- 国際的な視野に立った人材の育成をめざし、国際理解教育を推進するとともに、在住外国人の生活支援や、国際交流団体の育成と支援に努めます。
- 新市の一体感の醸成を図るため、祭やイベントなどを通して、住民相互の交流の場を創出します。
- 地域の自然・歴史・文化など豊かな資源を活かした特色ある地域ネットワーク計画の推進や新たな交流機会の創出により、地域内外での連携と交流を進めます。

⑤地域コミュニティの推進

- 地域コミュニティのさらなる活性を促すため、各種団体や自治会活動の支援を図り、活動拠点となるコミュニティ施設の整備を推進します。
- 地域個性を活かせる人材の育成やコミュニティ活動の支援を図ります。

単位：百万円

主要施策	主要事業の概要	事業費
①住民と行政の協働によるまちづくりの推進	市民参画システムの確立	465
	ボランティア・NPOなどの活動支援	
②人権の尊重	人権啓発の推進	50
	人権対策推進事業	
③男女共同参画社会の形成	男女共同参画のための計画策定・推進	50
④交流活動の推進	国内外交流活動の支援	77
	住民間交流の促進	
	地域ネットワーク計画の策定と推進	
⑤地域コミュニティの推進	地域活性化イベントの開催支援	55
	コミュニティ施設整備事業	
	コミュニティ活動の推進と人材育成	
	合 計	697

★基本方針2: 地域が一体となって支えあう健康・福祉のまちづくり

①健康づくりの促進

- 「自分の健康は自分でまもる」をモットーに健康の増進、疾病の予防など健康管理に対する意識の高揚を図るとともに、基本健康診査や各種がん検診、予防接種などの一層の充実を図ります。
- 保健・福祉施設の利用促進や健康教育、健康相談の充実を図り、健康推進員やボランティアによる組織活動を支援するなど、住民の日々の健康づくりを促進します。

②保健・医療体制の充実

- 夜間、休日急患に対応できる緊急医療体制の充実と高度医療体制の強化のため、公立甲賀病院をはじめとする地域の医療機関の整備を図ります。
- 疾病予防から早期治療、機能回復訓練まで保健対策の充実とともに、包括的な地域保健医療サービスの提供体制確立のため、保健・医療・福祉関係機関の相互の連携を強化するとともに、その拠点となる総合保健福祉センターなどの整備を図ります。

③児童・母子・父子福祉の充実

- 核家族化、少子化が進行する中で、次世代を担う子どもたちが心身ともに健やかに育つ環境をつくるため、保育所や学童保育所などの施設整備を推進するとともに、NPOや福祉団体などの民間活力に対する支援を図ります。
- 子育てや子どもの健康と教育に関する不安など、子どもを取り巻く環境も大きく変化してきており、地域社会の人々と連携を密にした相談・支援体制の充実を図ります。

④高齢者・障がい者（児）福祉の充実

- 介護が必要となった高齢者が、介護サービスを利用し、地域や家庭で安心して暮らしていけるようサービス供給基盤の確保と整備を図ります。
- 寝たきりや痴呆に対する予防策として、老人保健事業や健康づくり事業などの充実努めるとともに、高齢者が老人クラブやシルバー人材センター^{※13}などを通じて就労やスポーツ、趣味活動など社会に参画することを支援し、いきがいづくりを推進します。
- 障がい者や高齢者が安心して暮らせるよう、公共的施設におけるボランティアや手話通訳者の設置、緊急時等の連絡体制の充実など、心と生活環境の両面でのバリアフリー化^{※14}を推進します。

⑤地域福祉の推進

- 市制施行に伴い福祉事務所^{※15}の設置とともに、生活保護や児童・障がい者（児）福祉などの援護、育成に対する権限委譲が進むことから、新市において総合的かつ一体的なサービスの提供に努めます。
- 思いやりと助け合いの心で共に支えあう福祉のまちづくり推進のため、地域福祉活動の実践を支援します。

単位：百万円

主要施策	主要事業の概要	事業費
①健康づくりの促進	予防接種・各種健康検診の充実	100
	健康づくり組織活動支援事業	
②保健・医療体制の充実	緊急医療体制の充実	805
	公立甲賀病院及び市立病院施設整備事業	
	総合保健福祉センター施設整備事業	
③児童・母子・父子福祉の充実	保育所整備事業	1,124
	学童保育所、子育て支援センター整備事業	
	子育てに関するNPOや福祉団体への支援	
④高齢者・障がい者（児）福祉の充実	高齢者・障がい者（児）活動支援体制の充実	191
	介護老人保健施設整備事業	
	在宅・施設介護サービスの充実	
	公共的施設などへのバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進	
	NPO・ボランティアなど介護支援団体への支援	
⑤地域福祉の推進	福祉事務所の設置	238
	地域交流活動拠点づくり	
合 計		2,458

★基本方針3: 安全で快適に暮らせる住みよいまちづくり

①環境の保全と環境施策の総合的推進

- 豊かな自然・歴史・文化資源に囲まれた原風景の保全と活用をし、環境意識の高揚を図るとともに、地球環境問題も視野に入れた総合的な環境施策を推進します。
- 東海道宿場町・^{そま}杣街道・伊勢街道や沿道河川景観形成地区など各地域の特性に合った景観を創出し、きれいな街なみの環境整備に努めます。

②上下水道の整備

- 安全な水の安定供給を図るため、地域の水源開発や浄水施設などの上水道整備を推進します。
- 自然環境の保全と快適な生活をめざし、公共下水道事業と農村集落排水事業の整備を進めるとともに、合併処理浄化槽設置も併せて推進します。

③公園・緑地等の整備

- 気軽にスポーツや余暇を楽しめ、安らぎの実感できる豊かな自然環境と調和した公園・緑地の整備を進めます。
- 個性あふれる憩いの場を創出するとともに、災害時の避難場所としても活用できる多目的ひろばの整備を図ります。

④資源循環型社会の構築

- 資源循環型社会の実現をめざして、ゴミ問題に対する意識の高揚と、廃プラスチックリサイクルや生ごみ回収^{たいひ}堆肥化事業など住民・企業・行政が一体となって廃棄物の減量化や資源化のために、リサイクル^{※16}運動を推進します。

⑤防災・防犯体制の充実

- 災害に強いまちづくりをめざし、地域防災計画による総合的な防災体制を確立します。
- 自主防災や防犯組織の育成と活動支援や、防災・防犯施設の充実により、安全で安心なまちづくりをめざします。
- 交通安全のための教育や啓発活動を推進し、交通安全意識の高揚を図るとともに、交通安全施設などの充実に努めます。
- 治水事業及び治山・砂防事業の実施により、がけ崩れ、地すべりなどの災害防止に努めます。

⑥住環境の整備

- 老朽化が進んでいる公営住宅は、福祉面や居住性に配慮した住宅の計画的な整備や改築を促進します。

単位：百万円

主要施策	主要事業の概要	事業費
①環境の保全と環境施策の総合的推進	環境基本計画の策定	715
	美しく個性的な景観づくりの推進	
②上下水道の整備	上水道施設整備事業	3,189
	公共下水道整備事業	
	農業集落排水施設整備事業	
③公園・緑地等の整備	憩いの場、ふれあいの場の創出	1,375
④資源循環型社会の構築	廃棄物処理施設の整備充実とリサイクル事業の推進	1,030
	ゴミの資源化と処理体制の充実	
	資源循環システムの推進	
⑤防災・防犯体制の充実	地域防災計画策定と整備事業	800
	地域防災・防犯組織の育成	
	交通安全施設などの整備	
	治水事業及び治山・砂防事業の推進	
⑥住環境の整備	公営住宅整備事業	1,300
合 計		8,409

<新市における県事業等の推進>

主要施策	主要事業の概要
①都市防災機能の充実	河川改修事業
	急傾斜地崩壊対策事業
	砂防事業
	河川環境整備事業
	交通安全施設整備事業

★基本方針4: 住みやすさと交流・活力を創出する機能的なまちづくり

①都市環境の整備

- 無秩序な開発の抑制と都市の均衡ある発展をめざし、新たな都市計画や土地利用計画の検討を行います。
- 新市の持続的発展のため、環境面、防災面に配慮しながら、都市公園など公共的施設の整備や駅周辺開発、第二名神高速道路インターチェンジ周辺開発などを推進するとともに、市民を守る防災拠点としての機能を有する庁舎整備を進めます。
- 分譲団地の整備や土地区画整理事業などの推進により、多様な住宅地を確保し、定住化を促進します。

②道路網の整備

- 既存の道路網計画を見直し、現況道路を活かしながら、各地域主要施設のネットワーク化を図るために、安全性と快適性や環境に配慮した広域幹線道路網の整備を推進します。
- 国道1号・307号・主要地方道草津伊賀線など、地域の骨格となる幹線道路、第二名神高速道路インターチェンジへのアクセス道路、道の駅の整備などにより、周辺都市との交流や産業の連携強化を図ります。
- 生活に密着した道路は、住民にやさしい親しみある道路空間を創出するため、広域交通幹線道路との機能分担に配慮しながら、バリアフリー化や沿線緑化、歩道設置、通学路の整備に努めます。
- 道路拡幅や、交差点・踏切などの改善、消雪施設の整備など、防災性、安全性、利便性に優れた道づくりを推進します。

③公共交通の利便性向上

- JR草津線の複線化や東海道新幹線びわこ栗東駅の整備など、鉄道施設整備を促進します。
- 近江鉄道や信楽高原鐵道^{てつどう}の利用促進と利便性の向上を図るとともに、びわこ京阪奈線鉄道建設構想の実現をめざします。
- 駅へのアクセス性や駅施設のバリアフリー化など快適性の向上を図ります。
- 循環バスの運行の効率化を促進するとともに、鉄道との接続環境の整備や高速道路バスストップの整備を行い、広域性や利便性の向上を図ります。
- ユニバーサルデザインに配慮した車両（ノンステップバス^{※17}）の導入など、新市内外の子どもや高齢者、障がい者をはじめすべての住民が、気軽に安心して利用できる身近な移動手段の環境を整備します。

④情報基盤の充実

- インターネットなどの情報通信基盤整備により、地域情報化を推進し、情報の共有と一体化を図るとともに、行政事務の電子化や情報化により、地域に開かれた行政をめざします。

単位：百万円

主要施策	主要事業の概要	事業費
①都市環境の整備	都市計画区域の設定	9,916
	複合機能都市整備事業	
	駅周辺開発事業	
	第二名神高速道路インターチェンジ周辺開発事業	
	都市公園整備事業	
	土地区画整理事業	
	庁舎整備事業	
②道路網の整備	広域幹線道路整備事業	4,901
	第二名神高速道路アクセス道路整備事業	
	主要施設間を結ぶ生活道路整備事業	
	安全で快適な地域の生活道路整備の推進	
③公共交通の利便性向上	駅舎などの鉄道施設整備事業（東海道新幹線びわこ栗東駅など）	2,000
	駅へのアクセス性の向上	
	JR 草津線の複線化及び近江鉄道、信楽高原鐵道の利便性向上	
	循環バスの効率化と利便性向上	
	高速道路バスストップ整備事業	
	観光周遊バス、広域バス、デマンドバス※18の運行	
	環境やユニバーサルデザインに配慮したバス車両の導入	
④情報基盤の充実	地域情報化の推進	1,000
	電子自治体の推進	
合 計		17,817

<新市における県事業等の推進>

主要施策	主要事業の概要
①道路網の整備	第二名神高速道路建設事業
	名神名阪連絡道路整備促進
	道路整備事業、道路改良事業
	自歩道設置事業
	きょう 橋りょう整備事業
②地域の活性化	地域活性化インターチェンジ設置事業

★基本方針5: 地域の個性を活かし、たくましい産業が育つまちづくり

①農林業の振興

- ほ場整備^{※19}・用排水路・ため池をはじめとする農業生産基盤の整備を通じ、優良な農用地を良好な状態で保全し、計画的な土地利用を図るとともに、林道等の林業生産基盤の整備を推進し、生産体制の近代化を図ります。
- 後継者の育成を支援するとともに、集落営農の推進や農業法人など多様な経営体の育成に努めます。
- 特色ある自然を活かし、住民と来訪者が交流できる体験農林業や観光農林業を促進し、農林業の多角化を図ります。
- 地域の個性を活かした付加価値の高い特産品の開発を促進するとともに、環境こだわり農業や有機農業^{ゆうきのうぎょう}^{※20}など環境に配慮した農業を育成し、イメージアップを図ります。
- 農産物や木材の地元消費を促進するとともに、消費拡大や販路拡大に努めます。

②商工業の振興

- 既存商店街を活性化し、魅力ある商店街の形成を図るとともに、地域ニーズに対応した若者が集まる商業空間の創出を図ります。
- 第二名神高速道路を活かし、先端産業などの企業を工業団地へ誘致するとともに、ベンチャー企業^{※21}の育成を支援し、産・学・官及び異業種間の連携、交流を促進します。
- 信楽焼や薬などの地場産業においては、後継者の育成や新商品の開発を支援するなど活性化を図ります。
- 中小企業の経営の安定化を支援するため、融資制度の活用や経営相談・指導体制の充実を図ります。

③観光の振興

- 豊富な自然・歴史・伝統文化・芸術などを観光資源として活用し、地場産業とも連携した新たな体験型・滞在型観光拠点を創出します。
- ホームページや観光マップ等を活用し、わかりやすく、利用しやすい情報発信を促進し、全国へのPRに努めます。
- 地域観光資源の魅力を高め、ネットワーク化を図る一方、観光イベントの開催等新たな観光資源の開発を支援します。

④雇用・就労対策の充実

- 工業団地への工場誘致により、雇用の促進と若者の定住化を図ります。
- シルバー人材、障がい者を含めた就労希望者に対し、技能取得や就職情報支援を行うなど、雇用の促進と勤労者福祉の充実を図ります。

単位：百万円

主要施策	主要事業の概要	事業費
①農林産業の振興	農林業生産基盤整備事業	4,321
	農林業経営支援事業	
	特産品、ブランド商品開発支援事業	
	観光農林業の促進	
	農林産加工品の流通支援	
	後継者育成支援事業	
②商工業の振興	商店街活性化事業	130
	後継者育成などの地場産業の活性化支援	
	企業誘致の促進	
	産・学・官連携推進事業	
③観光の振興	体験型・滞在型観光拠点施設整備事業	400
	地域観光資源ネットワーク促進事業	
④雇用・就労対策の充実	就労機会の創出	100
	勤労者福祉対策	
合 計		4,951

<新市における県事業等の推進>

主要施策	主要事業の概要
①農業生産基盤の整備	県営農業用水再編対策
	地域用水機能増進
	経営体育成基盤整備事業
	農林漁業用揮発油税財源身替農道整備
	中山間地域総合整備・一般
	国営総合農地防災事業
	県営ため池等整備・小規模
	県営農業用河川工作物応急対策
	国営造成施設管理体制整備（管理体制整備型）
	森林整備事業
	水源森林総合整備事業
	集落水源地整備事業
	地域防災対策総合治山事業

★基本方針6: いきがいと創造力をはぐくむ教育・歴史・文化のまちづくり

①生涯学習体制の充実

- 総合的な生涯学習しょうがいがくしゅう※22施設の整備とネットワーク化を図り、既存施設を充実させ、多様な学習内容に対応し専門性の高い指導員の活用と育成を図ります。
- 各種生涯学習グループなどの学習成果を発表する機会の拡大と、学習内容を地域へ広げる活動の育成と支援を図ります。

②学校教育の充実

- 児童・生徒が主体的、創造的に生きていくための、教育内容の充実を図り、一人ひとりの個性や能力に応じた学習や、自ら学び考える力を育む教育活動を展開します。
- 知・徳・体の調和のとれた、豊かでたくましい心を育み、自国や郷土に誇りを持ち、国際社会に貢献できる人間の育成をめざします。
- 学校週5日制、非行やいじめ、不登校などの問題に対応し、地域社会と一体となった特色ある学校づくりを進めます。
- 国際化、情報化などの新しい教育内容や、バリアフリー化などに対応した教育施設の充実を進め、教育環境の向上に努めます。

③青少年の健全育成

- 地域の連携意識や家庭の教育力を向上させるために、家庭・学校・地域社会が一体となった取り組みを強化していきます。
- 青少年の活動の場や世代間交流機会の創出などを通して、健全で人間性豊かに成長していく環境づくりを促進します。

④人権教育の充実

- 一人ひとりが自分の問題として、互いの人権を認め合うまちをめざし、学校をはじめ地域ぐるみの学習活動を強化します。
- 人権意識の高揚を図るため地域や団体などでリーダーを育成し、同和教育の深まりと人権教育への広がりを図り、あらゆる差別を許さない人権文化創造のまちづくりをめざします。

⑤幼児教育の充実

- 幼児期にふさわしい教育を保障するため、幼稚園・保育園双方の機能や特色を弾力的に活かした環境づくりを促進します。
- 家庭と園の連携を強めるほか、児童館などの教育施設の充実を図ります。
- 家庭の教育力の向上や、子育て支援ボランティアを育成し、幼児が健やかに成長していく環境づくりを推進します。

⑥歴史・文化の継承と創造

- 地域固有の文化財などの適切な保護と保存に努め、有意義な活用を図ります。
- 紫香楽宮跡・中世の城跡・甲賀流忍術・宿場まちなど豊富な歴史・文化資源を活用した、さまざまな文化活動や交流イベントなどを支援し、歴史・文化を保全するとともに、新たな文化、魅力を創出します。

⑦生涯スポーツ活動の振興

- スポーツやレクリエーション活動を通じ、すべての住民が生涯にわたって健康な生活を送るため、保健事業と連携した健康づくりを推進します。
- スポーツを通じた交流と健康づくりのためのスポーツ施設の整備と、既存施設のネットワーク化や、総合型地域スポーツクラブなどの各種スポーツ団体の育成と支援を図ります。

単位：百万円

主要施策	主要事業の概要	事業費
①生涯学習体制の充実	公民館、図書館などのネットワーク化	500
	生涯学習施設整備事業	
	人材の活用と育成	
②学校教育の充実	地域社会と連携した特色ある学校づくり	3,000
	学校教育施設整備事業	
③青少年の健全育成	地域連携と家庭教育力の向上	50
	青少年活動団体の支援と活動機会の拡充	
④人権教育の充実	地域ぐるみの学習活動の強化	50
	人権啓発リーダーの育成	
⑤幼児教育の充実	子育て支援事業の充実	480
	幼児教育施設整備事業	
⑥歴史・文化の継承と創造	歴史・文化施設整備事業	1,000
	歴史風土や文化遺産を活かしたまちづくりの推進	
⑦生涯スポーツ活動の振興	スポーツを通じた交流と健康づくりの推進	1,600
	スポーツ施設整備事業	
合 計		6,680

新市まちづくり計画の体系図

住民アンケート調査結果

<まちづくりの方向性>

- 健康づくりや子ども、高齢者などを大切にする、保健・福祉のまちづくり(62%)
- 環境保全や水資源対策など、自然と共生したまちづくり(48%)
- 道路や公共交通機関の整備など、便利で安全なまちづくり(46%)
- 地場産業育成や商店街の活性化等、地域経済を発展させるまちづくり(35%)
- 少子化対策など、子育てしやすいまちづくり(24%)

<まちづくりの重点施策>

- 豊かで多様な自然の活用と保全(51%)
- 受け継がれた固有の伝統産業の振興(44%)
- 多彩な人材の育成と活用(34%)
- 風土に培われた特産品の振興(26%)
- 豊富な地域固有の歴史の活用(24%)

策定委員会の提案

<住民が求める新市の姿>

- ・活気のあるまち
- ・みんなに便利なまち
- ・住み心地のよいまち
- ・参画できるまち

<新市まちづくりの4つの視点>

- ・住民が主役
- ・未来志向
- ・環境を守る
- ・地域の均衡ある発展

新市の将来像

みんながつくる

「住みよき(き)と活気あふれるまち」

新市まちづくりの基本方針

①住民が参画する
連携・交流の盛んなまちづくり
【住民参加、連携・交流】

②地域が一体となって支えあう
健康・福祉のまちづくり
【健康・福祉】

③安全で快適に暮らせる
住みよいまちづくり
【生活環境】

④住みやすさと交流・活力を創出する
機能的なまちづくり
【都市基盤】

⑤地域の個性を活かし、
たくましい産業が育つまちづくり
【産業振興】

⑥いきがいと創造力をはぐくむ
教育・歴史・文化のまちづくり
【教育・歴史・文化】

主要施策

- 住民と行政の協働によるまちづくりの推進
- 人権の尊重
- 男女共同参画社会の形成
- 交流活動の推進
- 地域コミュニティの推進
- 健康づくりの促進
- 保健・医療体制の充実
- 児童・母子・父子福祉の充実
- 高齢者・障がい者(児)福祉の充実
- 地域福祉の推進
- 環境の保全と環境施策の総合的推進
- 上下水道の整備
- 公園・緑地等の整備
- 資源循環型社会の構築
- 防災・防犯体制の充実
- 住環境の整備
- 都市環境の整備
- 道路網の整備
- 公共交通の利便性向上
- 情報基盤の充実
- 農林業の振興
- 商工業の振興
- 観光の振興
- 雇用・就労対策の充実
- 生涯学習体制の充実
- 学校教育の充実
- 青少年の健全育成
- 人権教育の充実
- 幼児教育の充実
- 歴史・文化の継承と創造
- 生涯スポーツ活動の振興

主要事業の概要

- ・市民参画システムの確立 ・ボランティア・NPOなどの活動支援
- ・人権啓発の推進 ・人権対策推進事業
- ・男女共同参画のための計画策定・推進
- ・国内外交流活動の支援 ・住民間交流の促進 ・地域ネットワーク計画の策定と推進
- ・地域活性化イベントの開催支援 ・コミュニティ施設整備事業 ・コミュニティ活動の推進と人材育成
- ・予防接種や各種健康検診の充実 ・健康づくり組織活動支援事業
- ・緊急医療体制の充実 ・公立甲賀病院及び市立病院施設整備事業 ・総合保健福祉センター施設整備事業
- ・保育所整備事業 ・学童保育所、子育て支援センター整備事業 ・子育てに関するNPOや福祉団体への支援
- ・高齢者・障がい者(児)活動支援体制の充実 ・介護老人保健施設整備事業
- ・在宅、施設介護サービスの充実 ・公共施設などへのバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進
- ・NPO、ボランティアなど介護支援団体への支援
- ・福祉事務所の設置 ・地域交流活動拠点づくり
- ・環境基本計画の策定 ・美しく個性的な景観づくりの推進
- ・上水道施設整備事業 ・公共下水道整備事業 ・農業集落排水施設整備事業
- ・憩いの場、ふれあいの場の創出
- ・廃棄物処理施設の整備充実とリサイクル事業の推進 ・ゴミの資源化と処理体制の充実
- ・資源循環システムの推進
- ・地域防災計画策定と整備事業 ・地域防災・防犯組織の育成 ・交通安全施設などの整備 ・治水事業及び治山・砂防事業の推進
- ・公営住宅整備事業
- ・都市計画区域の設定 ・複合機能都市整備事業 ・駅周辺開発事業 ・第二名神高速道路インターチェンジ 周辺開発事業
- ・都市公園整備事業 ・土地区画整理事業 ・庁舎整備事業
- ・広域幹線道路整備事業 ・第二名神高速道路アクセス道路整備事業
- ・主要施設間を結ぶ生活道路整備事業 ・安全で快適な地域の生活道路整備の推進
- ・駅舎などの鉄道施設整備事業(東海道新幹線びわこ東駅など) ・駅へのアクセス性の向上
- ・JR草津線の複線化及び近江鉄道、信楽高原鐵道の利便性向上 ・循環バスの効率化と利便性向上
- ・高速道路バスストップ整備事業 ・観光周遊バス、広域バス、デマンドバスの運行
- ・環境やユニバーサルデザインに配慮したバス車両の導入
- ・地域情報化の推進 ・電子自治体の推進
- ・農林業生産基盤整備事業 ・農林業経営支援事業 ・特産品、ブランド商品開発支援事業
- ・観光農林業の促進 ・農林産加工品の流通支援 ・後継者育成支援事業
- ・商店街活性化事業 ・後継者育成などの地場産業の活性化支援
- ・企業誘致の促進 ・産・学・官連携推進事業
- ・体験型・滞在型観光拠点施設整備事業 ・地域観光資源ネットワーク促進事業
- ・就労機会の創出 ・勤労者福祉対策
- ・公民館、図書館等のネットワーク化 ・生涯学習施設整備事業 ・人材の活用と育成
- ・地域社会と連携した特色ある学校づくり ・学校教育施設整備事業
- ・地域連携と家庭教育力の向上 ・青少年活動団体の支援と活動機会の拡充
- ・地域ぐるみの学習活動の強化 ・人権啓発リーダーの育成
- ・子育て支援事業の充実 ・幼児教育施設整備事業
- ・歴史・文化施設整備事業 ・歴史風土や文化遺産を活かしたまちづくりの推進
- ・スポーツを通じた交流と健康づくりの推進 ・スポーツ施設整備事業

7. 公共的施設の統合整備

公共的施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう充分配慮し、地域の特性やバランス、さらには財政事情などを考慮しながら、既存の施設の有効利用も含め、逐次検討し整備していくことを基本とします。

なお、合併に伴い支所となる旧役場庁舎などについては、住民窓口サービスの低下を招かないよう充分配慮し、電算処理システムのネットワーク化などにより、必要な機能の整備を図ります。

8. 財政計画

8.1 前提条件

本計画は、合併後の平成 16 年度から平成 31 年度までの 16 年間について、歳入・歳出の項目ごとに過去の実績などを基礎として、普通会計ベース（公営事業会計以外の会計をまとめたもの）で作成したものです。

(1) 歳入

① 地方税^{※23}

市税としてこれまでの状況を踏まえ、生産年齢人口の伸び率などを見込み算定。

② 地方交付税

普通交付税については、国の構造改革による影響額を考慮したうえで、普通交付税の算定の特例（合併算定替）により算定、及び合併に係る交付税措置を見込み算定。

③ 国庫支出金^{こっこししゅつぎん}^{※24}、県支出金

過去の実績をもとに、合併に係る財政支援も含めて算定。

④ 地方債

地方債については、新市建設計画における主要事業の実施に伴い、合併特例債^{がっぺいとくれいさい}^{※25}の活用も含めて算定。

(2) 歳出

① 人件費

合併後、退職者の補充を抑制することによる一般職員の削減、合併による特別職職員^{※26}の減少などを見込み算定。

② 物件費^{※27}

過去の実績をもとに、合併による事務経費の削減効果や新市建設計画の主要事業、高齢者福祉への対応などを考慮して算定。

③ 扶助費^{ふじょひ}^{※28}

過去の実績を参考にし、高齢者福祉に係る所要額の増加への対応や生活保護費の算入などを見込み算定。

④ 補助費等^{※29}

過去の実績に高齢者福祉への対応を見込み算定。

⑤ 公債費^{こうさいひ}

平成 15 年度までの地方債に係る償還予定額に、平成 16 年度以降における新市建設計画の主要事業等の実施に伴う新たな地方債に係る償還見込額を加えて算定。

⑥積立金

合併特例債を活用した新市振興基金（仮称）への基金積立を平成 16 年度に計上。

⑦繰出金

過去の実績に高齢者福祉への対応を見込み、国民健康保険事業・老人保健事業・介護保険事業・下水道事業など、他会計への繰出金を算定。

⑧普通建設事業費^{ふつうけんせつじぎょうひ}※30

新市建設計画における主要事業及びその他の普通建設事業を見込み算定。

8.2 財政計画

(1) 歳入

< 歳入 >

(単位：百万円)

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
地方税	12,170	12,195	12,201	12,207	12,213	12,219	12,224	12,211	12,198	13,413	13,492	13,561	13,637	13,703	13,771	13,842
地方譲与税	387	387	387	387	387	387	387	387	387	355	355	355	355	355	355	355
利子割・配当割・株式等 譲渡所得割交付金	149	149	149	149	149	149	149	149	149	52	52	52	52	52	52	52
地方消費税交付金	729	729	729	729	729	729	729	729	729	791	1,345	1,542	1,740	1,740	1,740	1,740
ゴルフ場利用税交付金	554	554	554	554	554	554	554	554	554	420	420	420	420	420	420	420
自動車取得税交付金	296	296	296	296	296	296	296	296	296	103	103	103	103	103	103	103
地方特例交付金	421	421	421	421	421	421	421	421	421	60	60	60	60	60	60	60
地方交付税	7,564	8,428	8,209	7,989	7,955	8,008	7,816	7,805	7,782	7,050	7,611	7,548	7,237	6,856	6,461	6,449
交通安全対策特別交付金	13	13	13	13	13	13	13	13	13	14	14	14	14	14	14	14
分担金及び負担金	951	1,016	923	897	912	872	774	857	857	469	469	469	469	469	469	469
使用料及び手数料	884	884	884	884	884	884	884	884	884	1,032	1,032	1,032	1,032	1,032	1,032	1,032
国庫支出金	2,669	3,041	2,607	2,136	2,083	1,789	1,734	1,628	1,393	3,040	3,293	3,644	3,781	3,541	3,748	3,762
県支出金	1,955	2,059	2,002	1,927	1,985	1,711	1,677	1,792	1,792	2,319	2,319	2,369	2,387	2,423	2,461	2,501
財産収入	235	235	235	235	235	235	235	235	235	139	139	139	123	89	89	89
寄附金	69	69	69	69	69	69	69	69	69	0	0	0	0	0	0	0
繰入金	90	4	4	4	4	4	4	4	4	1,307	242	242	742	392	242	242
繰越金	37	0								150	151	151	150	150	150	150
諸収入	1,084	1,086	1,085	1,085	1,085	1,085	1,085	1,085	1,085	596	647	647	577	577	577	597
地方債	8,847	6,012	4,663	4,261	4,129	3,890	3,276	2,663	2,439	2,939	3,938	6,882	7,230	3,409	2,615	3,074
歳入合計	39,104	37,578	35,431	34,243	34,103	33,315	32,327	31,782	31,287	34,249	35,682	39,230	40,109	35,385	34,359	34,951

(2)歳出

< 歳 出 >

(単位：百万円)

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
人件費	7,062	7,002	6,934	6,849	6,652	6,678	6,485	6,415	6,362	6,439	6,363	6,250	6,199	6,147	6,095	6,044
扶助費	1,815	2,059	2,062	2,065	2,067	2,070	2,073	2,078	2,083	4,654	4,840	5,034	5,235	5,445	5,662	5,889
公債費	3,604	3,715	3,656	3,647	3,998	3,993	3,935	3,883	3,912	3,936	4,114	4,128	4,312	4,297	4,091	4,561
小 計	12,481	12,776	12,652	12,561	12,717	12,741	12,493	12,376	12,357	15,029	15,317	15,412	15,746	15,889	15,848	16,494
物件費	5,603	6,121	5,789	5,320	5,185	4,939	4,400	4,255	4,111	6,394	6,463	6,410	6,299	6,291	6,183	6,077
維持補修費	210	219	228	237	246	255	263	272	281	342	355	360	380	383	387	391
補助費等	4,745	4,746	4,748	4,749	4,751	4,752	4,754	4,756	4,759	4,699	4,653	4,524	4,451	4,471	4,451	4,403
繰出金	2,700	2,715	2,732	2,749	2,765	2,781	2,797	2,825	2,852	4,356	4,443	4,532	4,622	4,715	4,809	4,905
投資・出資・貸付金 ・その他	469	469	469	469	469	469	469	469	469	359	259	259	159	159	159	159
積立金	3,775	78	363	473	404	571	1,179	1,048	1,147	22	22	22	22	22	22	22
小 計	17,502	14,348	14,329	13,997	13,820	13,767	13,862	13,625	13,619	16,172	16,195	16,107	15,933	16,041	16,011	15,957
普通建設事業費	9,121	10,454	8,450	7,685	7,566	6,807	5,972	5,781	5,311	3,048	4,170	7,711	8,430	3,455	2,500	2,500
小 計	9,121	10,454	8,450	7,685	7,566	6,807	5,972	5,781	5,311	3,048	4,170	7,711	8,430	3,455	2,500	2,500
歳 出 合 計	39,104	37,578	35,431	34,243	34,103	33,315	32,327	31,782	31,287	34,249	35,682	39,230	40,109	35,385	34,359	34,951

【用語解説】

頁	用 語	用 語 説 明
1	※1 地方分権	行財政の権限を中央統治機関に集中させずに、都市計画の用途地域決定の事務などの権限を移譲し、地方の自治団体に広く分散させること。⇔中央集権
	※2 コミュニティ	〔community〕 地域社会。 共同社会。
2	※3 モータリゼーション	〔motorization〕 自動車が大衆の生活の中で広範に利用されるようになる現象。利便性が享受できる一方、近年では都市部において深刻な交通問題や環境問題を引き起こしている。
	※4 地方交付税	地方公共団体の財源不足や団体間の財政不均衡を是正するため、国税のうち所得税、法人税、酒税、消費譲与税に係るものを除く消費税及び国のたばこ税のそれぞれの一定割合の額で、地方公共団体が等しくその行うべき事務を遂行することができるよう、一定の基準により国が交付する税。
	※5 地方債	地方公共団体が金銭の借入、または債券の発行により負う会計年度を越える債務。また、その発行された債券。
4	※6 ベッドタウン	〔(和) bed+town〕 大都市周辺の住宅地域。住宅衛星都市。
5	※7 コーホート法	コーホートとは、同年（または同期間）に出生した集団のことをいい、コーホート法とはその集団ごとの時間変化を軸に人口の変化を捉える方法。ある人口集団を年次的に追跡し、集団の軌跡 ^{きせき} の変化量と変化率を用いて人口を推計していく。
12	※8 協働	性格（団体の目的、長所・短所など）の異なる主体が、対等な立場で、それぞれの長所を活かして、共通の目標に向けて協力すること。
14	※9 NPO	〔non profit organization〕 政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。非営利組織・団体。特定非営利活動法人・市民活動団体を指す。
	※10 ユニバーサルデザイン	〔universal design〕 年齢や身体能力に関わりなく、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすること。
	※11 循環型社会	大量生産・消費・破棄の社会に代わり、製品の再生利用や再資源化などを進めて新たな資源投入を抑え、廃棄物ゼロをめざす社会。2000年（平成12年）、生産者に廃棄物の最終責任を求める循環型社会形成推進基本法が制定された。
19	※12 男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。

頁	用語	用語説明
22	※13 シルバー人材センター	高齢者の希望に応じ、その就業を援助して、能力の積極的な活用を図るため、地域社会の臨時的かつ短期的なものなどの軽易な業務を提供し、高齢者福祉の増進に資することを目的に設立された団体。1986年（昭和61年）高年齢者等の雇用の安定等に関する法律で法制化。
	※14 バリアフリー	〔barrier free〕「道路、駅、建築等生活環境面での物理的な障壁の除去」という意味合いが強いが、より広く社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも使われる。
	※15 福祉事務所	社会福祉法第14条に規定する福祉に関する事務所。生活保護法・児童福祉法・母子福祉法・老人福祉法・身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成または構成の措置に関する事務をつかさどるところとされており、その具体的内容については各法に詳細に規定されている。
24	※16 リサイクル	〔recycle〕一度使用され廃物となった新聞紙・金属製品などを捨てずに回収し、再び資源として利用すること。広義では、日常生活の不用品をそのまま他の者が譲り受けて利用することも指す。
26	※17 ノンステップバス	〔non-step bus〕高齢者や車椅子利用者などが乗り降りしやすいように、段差を少なくしたバス。リフトやスロープが付属した低床仕様のバス車両。
27	※18 デマンドバス	〔demand bus〕利用者の要望に応じて停留所に呼び寄せたり、停留所以外でも乗り降りができる仕組みのバス。
28	※19 ほ場整備	農村地域の人々が中心となって定めた換地計画に基づく農村地域全体の総合事業。優良農地の集団的確保とともに、河川・道路・農村公園などの公共用地や宅地などの非農用地を計画的に配置し、秩序ある土地利用を形成する。
	※20 有機農業	堆肥等による土づくりを行った圃場 ^{ほじょう} において、科学的に合成された肥料及び農薬を使わず、土の持つ生産力や自然循環機能を維持活用した栽培法による、自然の力を最大限に利用した農業。
	※21 ベンチャー企業	新技術や高度な知識を軸に、大企業では実施しにくい創造的で革新的な経営を展開する小企業。
30	※22 生涯学習	学習者の自由な意志に基づいて、それぞれにあった方法で生涯にわたって学習していくこと。1990年（平成2年）生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律が制定された。

頁	用語	用語説明
34	※23 地方税	地方公共団体が地方税法の定めるところにより賦課し徴収する租税の総称。市町村税では市町村民税や固定資産税・軽自動車税・市町村たばこ税などの普通税と国民健康保険税などの目的税がある。
	※24 国庫支出金	国が地方公共団体に対して、特定の事業を促進する目的で資金の用途を指定して交付する国庫補助金・国庫負担金・委託金などの総称。
	※25 合併特例債	合併後 10 ヶ年度に限り、市町村建設計画に基づいて行う事業及び地域住民の連帯強化のための基金造成のうち、特に必要と認められるものは地方債を充 ^{じゅうとう} 当できるしくみ。その元利償還金の一部は、普通交付税で措置される。
	※26 特別職	町長・助役・収入役などその地位や職務が特別の性格をもっていて、地方公務員法の適用を除外される職。
	※27 物件費	地方公共団体が支出する経費のうち、人件費・維持補修費・扶助費・補助費等以外の消費的性質の経費の総称。賃金や旅費・需用費・役務費・委託料・使用料及び賃借料など。
	※28 扶助費	地方公共団体が生活保護法・児童福祉法・老人福祉法等の各種の法令に基づき被扶助者に対して支出している費用、及び地方公共団体が単独で行っている各種扶助の支出額。
	※29 補助費等	決算統計上における分析の 1 項目であり、補助費等の項目とされる支出事項は、その支出の目的、根拠、対象等によって多種多様。他の費用に分析されない補償費・役務費・委託料・負担金補助及び交付金・補償補てん・賠償金など。
35	※30 普通建設事業費	道路・橋りょう・学校・庁舎など公共用または公用施設などの建設事業に要する投資的経費。地域社会の発展のためには、もっとも積極的な事業であり、災害復旧費・失業対策費と合わせて投資的経費と呼ばれる。